# 千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

#### 1 行動計画策定の背景

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法 (特措法) に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す市の行動計画を策定することとなった。

なお、本行動計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び千葉県新型インフルエンザ 等対策行動計画に基づいて作成している。

# 2 行動計画の概要

# (1)対象とする感染症

- ①新型インフルエンザ
- ②再興型インフルエンザ(過去に世界で流行したインフルエンザ)
- ③新感染症(その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの)

## (2) 基本的な方針

### ① 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### ② 対策の基本的考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

#### (3) 本編の構成

1 1110 1 111111			
はじめに (1頁~3頁)	発生と危機管理、国の対策への取組、特措法の制定、行動計画の 作成		
基本的な方針 (4頁~25頁)	対策の目的・基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、行動計画の <u>主要6項目</u> [主要6項目] ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止、 ⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保		
各段階における対策 (26頁~53頁)	新型インフルエンザ等の <u>発生段階</u> ごとに、主要 6 項目の対策を 規定【別表】 [発生段階] 未発生期、海外発生期、国内発生早期〈県内・市内 未発生期〉~〈県内・市内発生早期〉、国内感染期 〈県内・市内感染期〉、小康期		

#### (4)特徵

- ・ 本市は保健所設置市であるため、主要 6 項目のうち、サーベイランス等の感染症法に基づく 措置や医療体制の整備等は、都道府県と同等の役割が求められている。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が、東京都等であった場合、通勤等での人の移動による 感染拡大を考慮し、県内市内での患者発生時と同等の各対策を講じる。

# 【別表】発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 <県内・市内未発生期~県内・市内発生早期>	国内感染期 <県内・市内感染期>	小康期
対策の考え方	<ul><li>事前の準備</li><li>継続的な情報提供</li></ul>	<ul><li>・積極的な情報収集</li><li>・サーベイランス等の強化</li><li>・体制の整備</li></ul>	・流行ピークの遅延対策・感染期の準備、整備	<ul><li>対策を感染拡大防止から被害軽減へ転換</li><li>医療体制、市民生活・市民経済の維持</li></ul>	・第一波からの早期 回復 ・第二波発生の早期 探知
① 実施体制	<ul><li>・市行動計画策定</li><li>・業務継続計画策定</li><li>・体制整備や訓練の実施</li></ul>	・市健康危機管理対策本 部または、市新型イン フルエンザ等対策本部 (任意)の設置 【政府及び千葉県は対策 本部を設置】	国の緊急事態宣言時は 市新型インフルエンザ等対策本部を設置		・緊急事態宣言が解 除された場合、対 策本部廃止
② サーベイラ ンス・情報 収集	・国等から情報収集 ○通常のサーベイランス	○国内発生に備えたサー ベイランスの強化	<ul><li>○患者の全数把握</li><li>○患者の臨床情報等収集</li></ul>	○患者の増加により全数把握 等を中止	
③ 情報提供· 共有	・市民等へ情報提供 ・情報提供体制整備	新	型インフルエンザ相談センターの 〇報道広報チームの設置	設置	・第二波発生の注意 喚起
④ 予防・まん 延防止	・予防接種体制整備 (特定接種・市民への予 防接種)	<ul><li>・特定接種の開始</li><li>・市民への予防接種の準備</li></ul>	基本的な感染予防対策の啓発  ○感染症法に基づく患者等への対応  ☆県の行う外出自粛、施記	市民への予防接種 殴の使用制限等への協力	
⑤ 医療	<ul><li>○県、関係団体と医療提供 体制の整備</li><li>○医療資器材の整備</li><li>○検査体制の整備</li></ul>	○帰国者・接触者外来	<ul><li>○感染症法に基づく入院措置、検体の検査</li></ul>	○一般の医療機関での患者の 診療に切り替え ・在宅療養患者等への支援 ☆○臨時の医療施設の設置の 検討、開始、中止	○国と連携し、発生 前の通常の医療 体制に戻す
⑥ 市民生活・ 市民経済の 安定の確保	<ul><li>・要援護者への生活支援の 検討・調整</li><li>・火葬能力の把握</li><li>・物資、資材の備蓄</li></ul>	・従業員の健康管理、職 場の感染対策の徹底の 周知		加の呼びかけ(☆各種サービス水準 連物資の価格安定等の要請 ☆要接護者への生活支援 ☆埋葬・火葬の特例、遺体一 時保管場所の確保	・緊急事態措置の縮小、中止